

石巻市監査委員告示第6号

平成22年3月19日付け石巻市監査委員告示第2号で公表した保健福祉部の定期監査結果報告及び意見について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成22年4月21日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 高 橋 誠 志

21石福総第250号
平成22年4月16日

石巻市監査委員 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成22年3月18日付け石監第35号で指摘及び意見があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
※別紙参照	<p>【補助金の重複支給について】</p> <p>当該補助金の交付決定事務において、申請書の審査が不十分であったことにより、不適切な重複支給に至った経緯であり、一般の監査を受け、平成22年2月10日付けで、交付決定に関する変更の処理を終了し、併せて2月18日、申請者から返納金を受領し、正当な歳出予算の事務処理を完了した。</p> <p>このことを踏まえ、今後は尚一層、課内チェック体制を強化することとしました。</p> <p>【補助金の額の確定について】</p> <p>今後は、各要綱の規定に基づく事務の遂行と補助金に係る法令の研修を図り、適正な事務処理を行います。</p> <p>なお、平成21年度分に係る事務処理は、以下のとおり実施したので報告します。</p> <p>1) 低年齢児保育施設補助金</p> <p>H22.4.9 実績報告書受付</p> <p>H22.4.14 実績報告書決裁</p> <p>H22.4.14 額の確定通知決裁</p> <p>H22.4.15 額の確定通知送付</p> <p>2) 認可外保育施設補助金</p> <p>H22.4.9 実績報告書受付</p> <p>(以降現在事務処理中)</p>

※指摘事項

「石巻市認可外保育施設補助金交付要綱」及び「石巻市低年齢児保育施設補助金交付要綱」により、児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設（いわゆる認可外保育施設）に対し、当該施設の適正な運営を図ること等を目的として、「石巻市認可外保育施設補助金」及び「石巻市低年齢児保育施設補助金」を交付している。

「石巻市低年齢児保育施設補助金」は、0歳から3歳児までの保育を行う認可外保育施設に対して交付され、各月初日の保育児童数により補助金の交付額が決定されている。

「石巻市認可外保育施設補助金」は、「施設運営費補助金」、「児童保育費補助金」「職員研究奨励費補助金」の3種に区分され、各補助金の交付額は基準日現在の児童数、職員数、給食の有無などにより決定されており、そのうち「児童保育費補助金」については、「石巻市認可外保育施設補助金交付要綱第3条第2号」により、「石巻市低年齢児保育施設補助金」との重複支給はしないことと規定されている。

【補助金の重複支給について】

しかし、今回当該補助金について試査したところ、平成21年6月24日付け石巻市（石巻保育）指令第16号により交付決定を行った「石巻市認可外保育施設補助金（施設運営費補助金、児童保育費補助金）」において、次のような不適正な事務処理が見受けられた。

- ・ 保育施設Aから提出された交付申請書の審査において、交付申請書に記載されている誤った交付申請額及び児童数等を訂正させることなく受理していた。
- ・ 交付金額の決定に当たっては、交付申請書に記載されていた申請額のうち、重複支給できないものの一部（0歳から2歳児分）は除いたものの、3歳児6人分12,000円については、交付額に計上し処理した結果、「石巻市低年齢児保育施設補助金」との重複支給となっていた。

○保育施設Aの補助金申請内容

年齢区分	0歳児		1, 2歳児		3歳児		4, 5歳児	
正	0人	0円	0人	0円	0人	0円	2人	2,000円
誤	2人	12,000円	11人	39,600円	6人	12,000円	2人	2,000円

○保育施設Aの補助金交付決定状況

年齢区分	0歳児		1, 2歳児		3歳児		4, 5歳児	
正	1人	1円	1人	1円	0人	0円	2人	2,000円
誤	1人	1円	1人	1円	6人	12,000円	2人	2,000円

このことについて、担当者及び課長補佐に事情を聴取したところ、事務処理の誤りであったことが判明した為、今後の処理として、早急に交付決定の変更及び歳出予算への返納処理を行うこととした。

※変更交付決定に関する通知及び歳出予算への返納に係る事務処理については、判明後すぐに着手し、2月10日に事務処理が終了している。

【補助金の額の確定について】

また、前年度の両補助金交付事務を確認したところ、各交付要綱により規定されている実績報告書の提出、審査及び補助金額の確定についての事務が未処理となっていた。

- ・「石巻市認可外保育施設補助金交付要綱」
第6条（実績報告書） 第7条（補助金の額の確定）
- ・「石巻市低年齢児保育施設補助金交付要綱」
第10条（実績報告書） 第11条（補助金の額の確定）

補助金交付要綱により実績報告書の提出を義務づけているということは、取りも直さず補助事業者が補助事業を公正かつ効率的に執行しているかを審査するために必要だからであり、その事業の検証を行わないということは、補助金の執行の適否が確認できないということである。

補助金等の交付に関する事務に従事する職員は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等は市民から納付された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない責任があるが、その責務が十分果たされていない。

今後は、補助金交付事務の再点検を行うとともに、現在の交付要綱と現実の運用との間にかい離があるものであれば要綱を見直すなど、関係法令の遵守に心がけ、補助金の交付の適正化に努められたい。

2 監査結果報告に添える意見

意見の内容	措置（改善・検討）状況
<p>○ 補助金の交付要綱について</p> <p>今回の定期監査における補助金交付事務に関する指摘事項については、保育課所管の「石巻市認可外保育施設補助金交付要綱」及び「石巻市低年齢児保育施設補助金交付要綱」という性格が似ている2種類の補助金交付要綱が存在していることに起因していると考えられる。</p> <p>両補助金の対象施設はともに認可外保育施設であり、又交付目的も施設運営費に対する補助金でもあることから、当該補助金交付要綱の統合により事務の効率化を図るなど、当該補助金交付要綱の見直しの必要性が感じられる。</p> <p>申請者である認可外保育施設にも分かりやすく、市においても事務処理を行いやすい交付要綱の整備を望むものである。</p>	<p>「石巻市低年齢児保育施設補助金」は、「宮城県低年齢児保育施設助成事業」が、平成6年制度化されたのを受けて、本市が独自に実施していた「認可外保育施設補助金」から対象者を区分するとともに、その際、各要綱を整備し、助成を行ってきた経緯であります。</p> <p>当該補助金については、対象施設がすべて同一ではないものの、交付対象者や交付目的等を考慮すると、統合等は、可能であると判断するところであり、その場合の「県助成事業」への取扱いについては、特に支障ない旨の確認（3月29日、県保健福祉部子ども家庭課）を受けておりますことから、要綱の統合を含めた見直しについて、早急に対応いたします。</p>

意見の内容	措置（改善・検討）状況
<p>○ 調定事務について</p> <p>今回の定期監査において調定事務を試査したところ、調定決議書における調定日付の誤りが多々見受けられた。</p> <p>調定とは、市の歳入を徴収しようとする場合において、その歳入の内容を調査して収入金額を決定する行為、すなわち、徴収に関する市の内部的意思決定の行為である。</p> <p>調定決議書の日付を誤るということは、いつその収入金額の決定が行われたかが不明確となることから、調定決議書を作成するに当たっては、その収入を決定した日付を確認し、調定決議書には調定の月日が正しく記載されるよう留意すべきである。</p> <p>このような事務処理の誤りは、各職員の基本的知識及び認識の欠如や、決裁過程における審査機能が発揮されていないこと等が要因であると考えられる。</p> <p>担当職員のみならず管理職員を含めた職員全体が会計規則等の各種法規に基づく基本的な事務処理方法の確認を行い、職員一人一人の職務遂行能力の向上を図ることが必要であるほか、財務会計に関する職員研修について研修内容の充実を図るなど、抜本的な見直しを図ることも必要である。</p>	<p>本監査の指摘を踏まえても、予算規則をはじめとする財務規則の知識向上が不可欠なことから、今後は、早期に課内研修を実施し、適正な事務処理の習得を図ることとしました。</p>